

## 第 18 号議案

中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

上記の議案を提出します。

令和 3 年（2021 年）3 月 26 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

自己情報開示決定通知に審査請求等の教示を行う必要がある。

中野区個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区個人情報保護に関する条例施行規則（平成2年中野区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。



この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。